

個人情報の第三者への提供に対する「黙示の同意」について

個人情報保護法では、個人情報取扱事業者（当健保組合を含む）は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならないとされていますが、個人情報の通常必要な利用目的のうち、被保険者にとって利益となるもの、または事業主側の負担が膨大である上、明示的な同意を得ることが必ずしも被保険者本人等にとって合理的であるとはいえないものについては、あらかじめ公表しておいて被保険者から特段明確な反対・留保の意思表示がないものについては「黙示的な同意」が得られたものとして取り扱ってよいこととされています。

したがって、当健保組合では、以下の事項につきその趣旨に該当するものとさせていただきます。なお、同意されない場合は、当健保組合までお申し出ください。

1. 高額療養費（高額な医療費が発生した場合の医療費の還付金）を被保険者の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
2. 付加給付（医療費等負担額の上乗せ給付金）を被保険者の申請に基づかずに事業主経由で支給すること。
- 3 出産育児一時金など現金による給付を事業主経由で支給すること。
4. 医療費通知（受診者名、診療月、医療費、医療機関名等の受診通知）を世帯単位でまとめて被保険者に行うこと。

なお、被保険者だけでなく、被扶養者の同意も要する事項となりますので、被扶養者で同意されない場合につきましても、当健保組合までお申し出ください。

5. 人間ドック受診者の検査結果について、当健保組合も健診機関からの送付により受け取ること。